

# 堂 田 遺 跡

—白石市福岡八宮—

宮城県白石市教育委員会

## 序

白石市福岡八宮の堂田遺跡は、古くから土地所有者はもちろんのこと部落の方々から「神靈あらたかの地」として、礎石も原位置のまゝ保存保護されてきました。

白石市は、農業経営の近代化を図るため総合圃場整備を行なうことになりましたので、緊急に発掘調査を行ないました。

このたび、この調査報告書がまとまり発刊のはこびとなりました。

この報告書は、白石市はもちろん、東北地方の古代史を究明するうえでも、重要な参考資料になると思ひますから、ご活用くだされば幸に存じます。

この発掘調査にあたられ又、ご尽力くださった宮城県教育庁社会教育課技術主査志間泰治先生をはじめ白石市文化財保護委員の片倉、中橋先生並びに調査協力者の方々、特に今日まで堂田遺跡を手厚く保護してこられた地主の武田文成家ならびに八宮地区の方々に深く感謝の意を表します。

昭和46年3月

白石市教育委員会教育長 小沢五郎

## 目 次

イ 遺跡の位置と発掘に至る経過 .....	1 頁
ロ 遺構 .....	4
ハ 出土遺物 .....	5
ニ まとめ .....	5

## 図 版

第1図 遺跡付近地形図 .....	2
第2図 碇石配置図 .....	4
第3図 出土遺物実測図と拓影 .....	7
第4図 遺跡付近地形および圃場整備計画図 .....	8
第5図 碇石配置図 .....	9
第6図 碇石実測図 .....	10

## 写 真

図版1 遺跡鳥瞰写真 .....	11
〃 2 遺跡遠望 .....	11
〃 2 遺構写真 .....	12
〃 4 " .....	12
〃 5 碇石C—5 .....	13
〃 6 " F—3 .....	13
〃 7 " F—4 .....	13

付 大内幸之助「刈田郡八宮堂田」の遺跡について

## 白石市福岡八ツ宮 堂田廃寺調査報告

1. 遺跡所在地 白石市福岡八ツ宮字堂田13  
全国遺跡地図番号(宮城県)1082
2. 発掘調査年月日 自 昭和45年7月8日  
至 昭和45年7月15日
3. 発掘調査主体者 白石市教育委員会
4. 発掘調査担当者 宮城県教育庁社会教育課 技術主査 志間泰治
5. 発掘調査補助員 白石市文化財保護委員 中橋彰吾

### 6. 調査の概要

#### イ 遺跡の位置と発掘に至る経過

国道4号線が白石市街地を北に貫いて走っているが、市街地の北端で白石川を跨ぐと同市福岡地区の町並に達する。ここを過ぎると白石盆地の中でかなり広い面積を占める水田地帯が展開してくる。この耕地の中央部を西の藏王山系から流れ下る児捨川が貫流する。遺跡は、この児捨川の侵蝕によってできた小さな河岸段丘の上の比較的高所に認められる。

ここに布置された礎石群は、段違いの高さの水田2枚にまたがって整然と据え置かれ古代の建物を偲ぶに充分で、古くから衆目を集めている。そして土地所有者らもまたこれを難地——神靈あらたかの地、災厄のまとう地——と呼んで村人の近づくことを禁じており、耕作に際しても人肥など用いず櫛を作つて神に供えるなどの聖地として取りあつかっていたため、この地に関する限り畔放ちに類した行為は行なわれず礎石も原位置のまま保存、保護され今日に伝えられてきたものである。

この遺跡は、昭和の初めに、郷土史家大内幸之助氏によって調査され、仙台郷土研究第3巻5号に『刈田郡八宮「堂田」の遺跡について』と題して発表されたが、戦後は佐藤庄吉氏の試掘調査などがあって、仏堂跡、神社跡、あるいは官衙跡などとも推論されていた遺跡である。

ところで、今回、東北自動車道が、この地域の東端を国道4号線沿いに横断することになり、それに加えて、45年度から水田稲作の作付制限による割減反問題がでてきたため、この地域一帯を休耕し、これを機会に圃場整備をしようとする企画がもたらされた。遺跡は、これら水田地帯中央部に位置するため、これを残地すると、農耕の機械化、農



第1図 白石市八宮堂田遺跡附近地形図 ×印 堂田遺跡

業の大規模経営という点でかなりの障害になるため、この際、取除き整地したいという希望を白石市教育委員会に申し出てきた。市教育委員会では県教育委員会と連絡のもとに土地改良区および土地所有者に対し、遺跡の重要性を説いて保存、保護に努めるよう説得し願意をうながし計画の変更を迫ったが、適当な打開策が見出せず、話合いがつかなかつたため、白石市教育委員会が中心となり発掘調査を実施し、その遺跡の保存状況、遺跡の範囲重要性など確認したうえで、再考慮して貰うこととし、発掘調査を実施するということにした。そこでこの調査について、白石市教育委員会から宮城県教育委員会に対し、調査員派遣の依頼があったので志間が担当して発掘にあたることとなり、つぎの日程で緊急発掘調査を実施した。

○7月8日（水）小雨

雑草の刈払い実施、発掘前の現状写真撮影のち発掘開始、耕土中に土師器、須恵器、破片がまじって出土、北西隅のトレンチを拡張したが、軒線など確認できなかつた。

瓦片の出土はない。畦野下より礎石1個を新たに発見する。

○7月9日（木）曇

表土を全面剥離、午後遺跡周辺の地形および礎石群の半板測量。

○7月10日（金）曇

上段の水田と下段の水田の境にあたる畦畔の除去作業を行つたほか、南東の部分で基壇の検出にあたつたが痕跡すら発見できなかつた。

○7月11日（土）霧雨

白石市役所農林課佐々木武俊氏の応援を得て、造り方を設定しようとしたがトランシット故障のため作業を中止し、遺構の検討を行なう。

○7月12日（日）晴

造り方設定、西側A列の礎石はとうに取り払われていたものと考えていたが、周辺を発掘した結果、耕作の邪魔にならないよう、移動、埋設させていたことが判明し礎石3個を露出させる。

○7月13日（月）晴

各礎石個々の平面図、立面図を作成する。

○7月14（火）晴

昨日に引き続き実測図の作成、終つて造り方を取りはずし、写真撮影。

○7月15日（水）晴

個々の礎石の写真撮影。

## 口 遺 構

大内幸之助氏の調査の際はA列は残っていたが、その後佐藤庄吉氏の調査した時は認められなかつたようである。またこれら礎石はその後若干動かされているが、殆んど原位置を動いておらず保存されて来ていることが知られた。建物の規模は、桁行5間、約14.24m 梁間4間、12.11mで、背後に青麻山を配する南向き仏堂風の建物で、間尺は東西47尺（10尺+9尺+9尺+9尺+10尺）南北40尺（10尺+10尺+10尺+10尺）の柱間をもつものと推定され、これらの礎石の配列からいって屋根の構造は寄棟造か入母屋造であったと思われる。

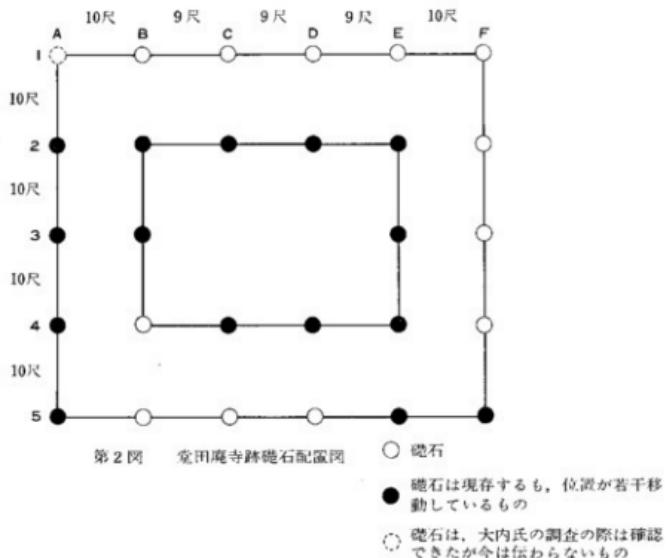
こうした構造の建物であったためか、版築を行なった形跡も確認できない簡単な作りで、基壇も造らず、低平にした地山に上面の平らな自然石をそのまま据え置いたものとみることができる。したがつて、これら礎石の安定をはかるための根石も大量に使用されることもなく、ほんのこれらのおさえ程度にそえおかれたような出土状態であった。

礎石は、径1m前後の大きさの石英粗面岩の自然石を利用したもので、礎石には造出しなどの加工は認められない。火をかぶった形跡もないし、これら周辺には、焼土、木炭屑などの出土も認められなかつたので、火災などで、失したものとは思われず、自然の衰亡をたどつて廃絶したものと推定される。

前回調査された佐藤庄吉氏は、数点の布目の押捺された平瓦片を掘り出したことから瓦葺を予想しているようであるが、今回の全面調査と、それに加えて、匂場整備事業でこの付近は広範囲に土壌を動かしているにもかゝわらず瓦の出土が一片も認められないところから推して、どうしても瓦葺の建物があったとは考えられず、草葺きか、桧皮葺でできていたと思われる。

また、大内氏は、この建物のほかにも、ここから約60mほど南西の場所に建物跡らしき箇所を報じているが、今回の調査では確認できなかつた。このほか、匂場（うがいば）、鳥居田などのいい伝えもあるが、はっきりしない。

この建物の創建に関しての記録などないが調査の結果、三間四面の建物で、身合（もや）の柱の間尺より廻の間尺が大きいいわゆる平安時代の様相をもつ建物で、周辺から出土する土器片はすべて平安時代の土師器、須恵器であることも、こうしたことから付けるものである。そしてまた、常滑系の土器片が僅か1片ではあるが出土しているが、このことはこの建物の存続が中世まで続いたことを物語るものかもしれない。



A - 1	大内氏の調査後破壊され、礎石確認できず	B - 5	礎石あり	D - 5	礎石あり
A - 2	大内氏の調査後破壊されたものらしく近くに転位せる礎石あり	C - 1	礎石あり	E - 1	礎石あり
		C - 2	礎石ありー若干移動している	E - 2	礎石ありー若干移動している
A - 3	同 上	C - 3	内陣の位置	E - 3	同 上
A - 4	同 上	C - 4	礎石ありー若干移動している	E - 4	同 上
A - 5	同 上	C - 5	礎石あり	E - 5	同 上
B - 1	礎石あり	D - 1	礎石あり	F - 1	礎石あり
B - 2	礎石ありー若干移動している	D - 2	礎石ありー若干移動している	F - 2	礎石あり（今回の調査で発見）
B - 3	同 上	D - 3	内陣の位置	F - 3	礎石あり
B - 4	礎石あり	D - 4	南に転位している	F - 4	礎石あり
			礎石がこれと思われる	F - 5	礎石ありー若干移動している

## ハ 出 土 遺 物

土師器（第5図1.2.3.4.）

出土した土師器はすべて糸切り底の环形土器（第3図1.2.3.4.）で、復元可能な土器は2点出土した。1つは直径15.5cm、高さ4.5cm、淡黄色で底部を欠く。

他の一つは直径15cm、高さ3.3cmで、底部に糸切の痕跡を残す。外面は暗茶褐色で、内部は黒色を呈する。

須 惠 器

大甕破片の口縁部と思われ、2段に波文が付され、他は表面に敲目を有し、裏面には青海波文のあるもの（第3図7）もあるが多くは無文で、なかには（第3図8）のように擦過文のあるものもみられる。

こうした遺物から平安時代初期の遺物と判断した。

## ニ ま と め

こうした平安時代の仏堂風の建物跡は、宮城県内で発見される例は珍らしく、現在、亘理郡亘理町蓬隈所在三十三間堂廃寺跡と、この堂田遺跡の二か所しかない。

では、こうした仏堂は、どうしてここに建てられたものか、仏堂であれば、安置し信仰した仏像はどんなものであったか、いまは知る由もないが、神社に関連する口碑なども多くきかれるし、青麻山を背景とする位置にあるところから、ある時期には、これらと融合し、修驗道的信仰の中心地になったとも考えられる。

とにかく、今後、これらの資料に対してはさらに十分の検討を加える必要があろうが、東北地方の古代史の解明の手がかりになる貴重な遺跡といえる。

末筆ではあるがこの稿を草するにあたり、東北大学文学部伊東信雄教授、白石市文化財保護委員長片倉信光氏のご指導によるところが多かった。また調査にあたっては農林課佐々木武俊技師および高橋辰男氏のご協力も忘れることが出来ない。

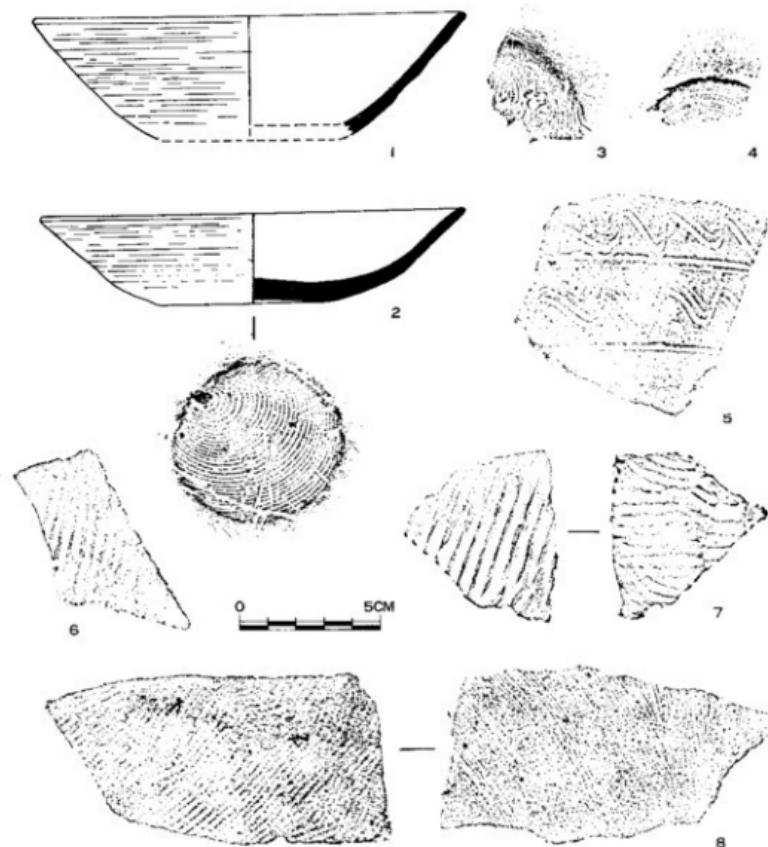
なお、この調査の結果にもとづき、宮城県文化財専門委員の伊東信雄先生から、保存することが望ましい旨のご意見、ご教示を得たので、関係者が集まって保存について協議した結果残すことになったが、これはなんといっても、土地所有者武田文成氏の理解あるご協力に帰するところが多かった。

これらを特記して感謝の意を表する。

（志間泰治）

参考文献

宮城県文化財調査報告書第13集「三十三間堂遺跡緊急調査概報」昭和42年3月  
 大内幸之助『刈田郡八官堂田』の遺跡について 仙台郷土研究3の5 昭和8年5月  
 佐藤庄吉「八官大古歴史」草稿 昭和34年  
 日下宗二郎

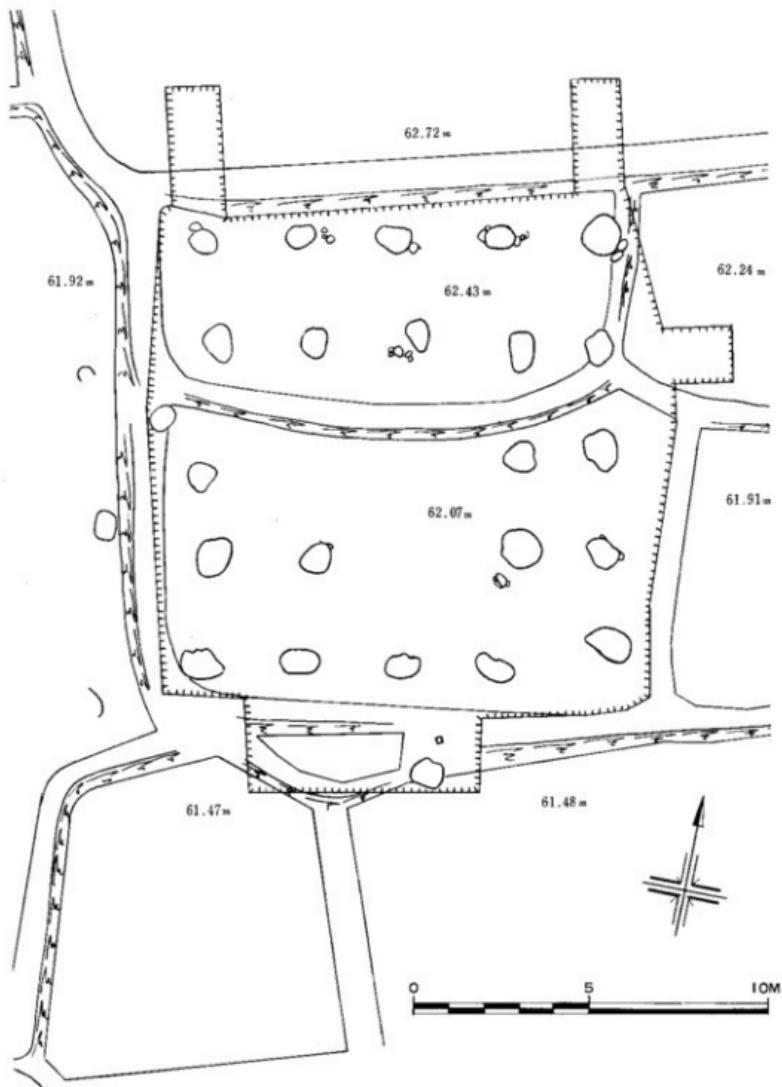


第3図 堂田遺跡出土遺物 実測図と拓影

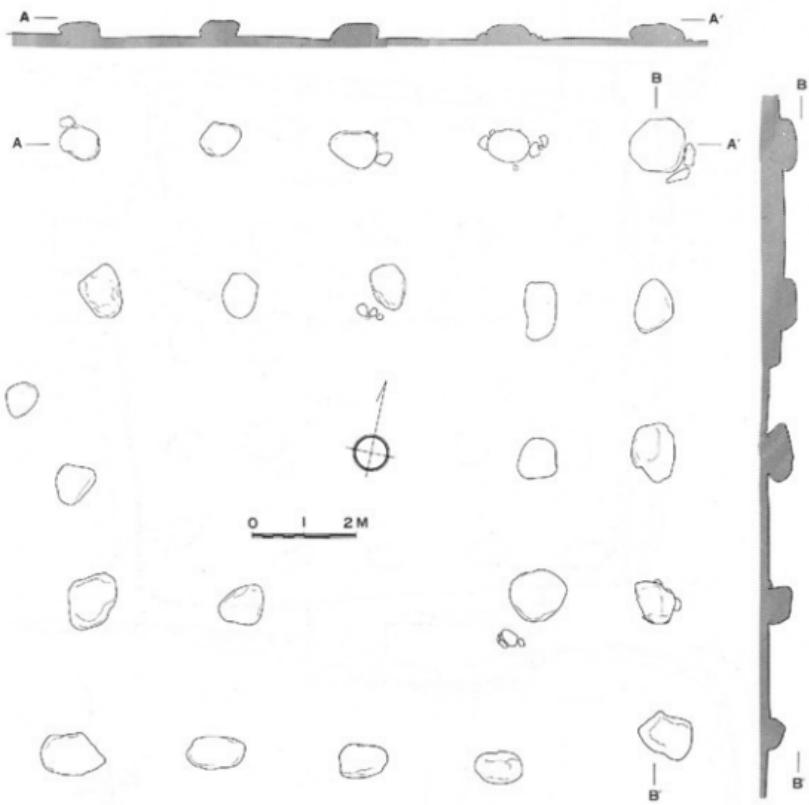
1.2.3.4. 土師器 环  
 5.6.7.8. 須恵器片



第4図 堂田遺跡附近開場整備計画図  
(■印遺跡)



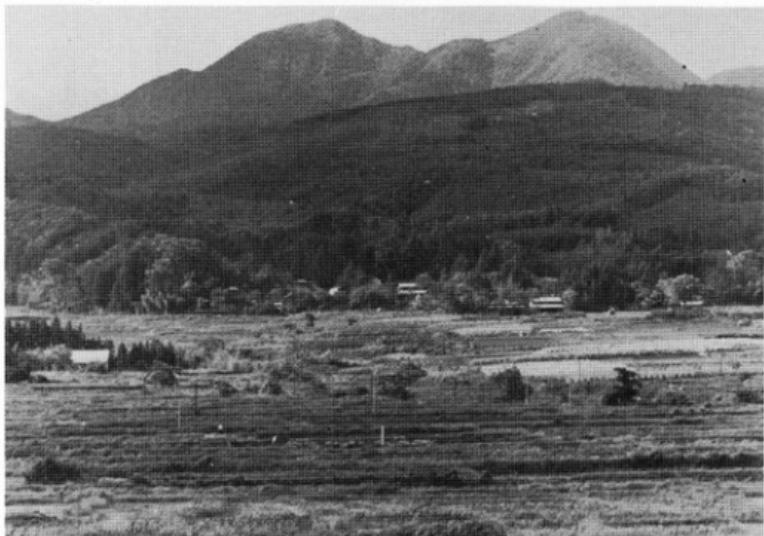
第5図 常田造跡礎石群配図



第6図 碓石実測図



図版1 堂田遺跡鳥瞰写真 (矢印部分が遺跡)



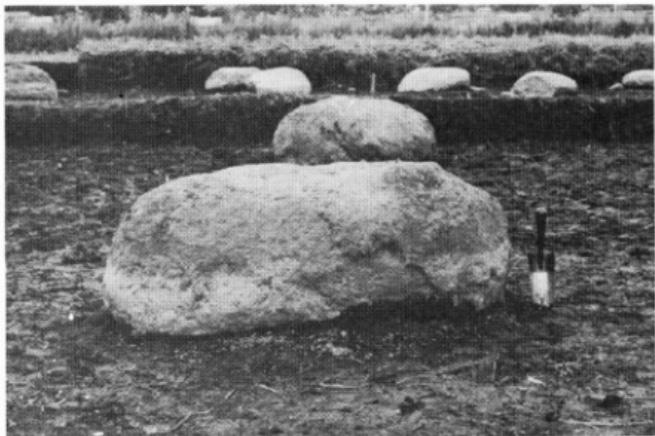
図版2 堂田遺跡附近  
(手前中央の白柱附近が礎石群・後方二峰は青麻山・別名大刈田嶺)



図版3 西方より見た礎石群 (手前におおきな列の礎石があった)



図版4 南方より見た礎石群全景



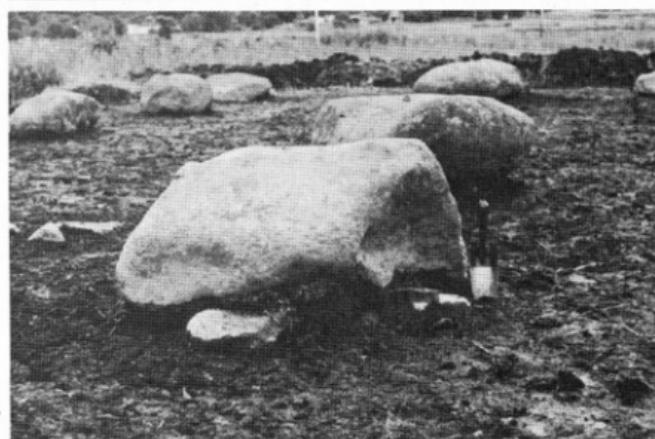
図版5

礎石 C列5番  
南方より北を見る



図版6

礎石 F列3番  
東方より西を見る



図版7

礎石 F列4番  
東方より西を見る

---

昭和46年3月発行  
白石市文化財調査報告書第9号

## 堂 田 遺 跡

—白石市福岡八宮—

発行所 宮城県白石市教育委員会  
宮城県白石市字桜小路35

印刷所 株式会社 東北プリント  
仙台市立町24-24 TEL/296466

---

## 刈田郡八宮「堂田」の遺跡について

大内 幸之助

### 位置及び遺跡の現況

遺跡の位置を地形図の上で指す時は、五万分一白石（仙台八号）を披き、白石町北端を距る北方直距離約半里、福岡村地内八宮、寺院（瑞祥寺）と神社（郷社水分神社）がある部落東方田畠中にこれを索める。更に精しく小字名を以て謂へば、礎石A大部の位置は八宮字堂田十三番、礎石A西辺五箇の石を含むは同八番、礎石Bのある処は同十一番に當る。漱場石並に鳥居御石と称するものゝ存する地域は、堂田との間に谷地中といふ深田と梅田湖を隔てて南方に位し、鳥居田の俗称で知られてゐる中ノ川前道北一番である。堂田鳥居

田の遺跡は如何なる由緒を有するか、同時代のものであるか、或は両者に連繋が存するや否や等は文献の徵すべきものもなき今日遙に知ることが出来ず、一切を挙げて将来篤志の士の研究に俟つ外はない。縦長九十間に亘る水田に点在したこれら等の遺跡について、たゞ人々の語り継ぐところと郷党二三氏の私見を加へ爾後に於ける研究の緒を設け置くに止める。

こゝは、西と北とに不忘山や青麻山の裾に連なる山々を控へ、東と南とは開闊して遙に伊具の山巓を望み得べき自当りのよい場所である。棲むためには遠い古から人の目をひいてゐた処であらう、東北に隣する深谷字三本木の畠地ともに、そちこの群から石器や土器の破片が出る。

礎石Aの位置よりなほ北方から走って来た緩傾斜は、礎石Bの南縁で絶える。そこから梅田湖を越え鳥居田を経て陸羽街道に到るまでは、南方が近く長袋の間に遮られながらも、中程に千葉川の流れがあるので稍平坦な耕土が続く。

礎石Aのうちには三尺九寸に及ぶものなども難ってゐるが、径二尺乃至三尺内外の石が大部を占め、図示したやうな隔たりをおいて配置されてゐる。位置を欠き又は片寄ったものがあつても、四辺に配った石の向きから觀て南面した一棟の建物に屬したものと想像し得られる。二段を為した田に配列され、礎石頂の高さを異にするものがないではないが、概ね齊しい高さを保つものと謂つてよい。



礎石Aの南辺中央から南に二百十尺を離れて礎石Bがある。三十尺、十九尺の隔りをおいた3箇の石の配列に過ぎないが、その以外、附近に散在する數十個の石、殊に右三箇の石を中心として群の上に抛り出されてある十数箇の石を等閑視し得ない。形状、大きさの相通じた点に於て、單に開墾整地の邪魔物として扱はれた自然の儘の石群としては肯ふに難いものである。不確実の嫌はまぬかれないが、地形から考へて私はこゝにも礎石の存在を主張する。又この辺、塚の石塊に混じて瓦、陶器、瓦蓋様の破片が屢々発見される。

蹴場石、丙丁のそれぞれ厚さが一尺三寸、丁石の上面は扁平で何れも人工を加へた痕が歴然と窺はれる。

鳥居跡、鳥居脚の抑へをなした石が埋れてゐるとの説を伝へる両地点を大野要治老人の案のもとに掘った。甲は地下一尺、乙は地表直下にこれを獲、同時に乙石を蔽ふ畔を取払ひその下から瓦蓋の破片を見出した。

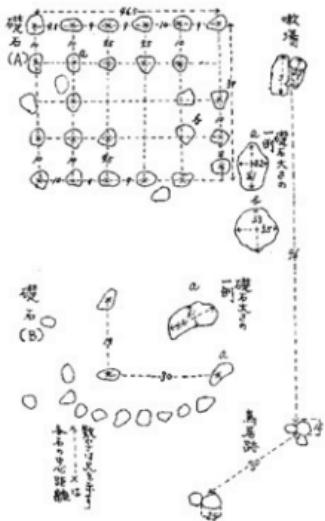


### 伝記・私見

先年はじめて刈田郡教育会編纂の刈田郡誌に鳥居田のことが載り、藤原秀衡が奥羽鎮守府将軍の時代、現在の上の神明社、下の神明社を伊勢の内宮外宮に擬へ辺境の民をして参拝に便ならしめた当時の鳥居があった処だとされてゐる。これによれば堂田の遺跡は眼中に置かれてない。

鳥居田はもと八宮村の肝入であった日下家の所有であった。大野老人は若い時から同家に入出し、この田の持主がかはっても今尚耕作を続けてゐる。汚穢の肥料を用ひず、連年稲を作つて神に供へる敬虔の行に終始してゐる。又私の親戚である武田老人の家でも、小穀のみを肥とし、堂田に香稻を植ゑて神體に充てることを怠らない。そして両老人の語るところは一致してゐる。曰く「往昔堂田に神社があつて、辰巳に大鳥居を構へ道が長袋下の神明に通じてあつたさうだ。老松があつてその名の生じた松木田が通路に當つてゐたといふ。」

長袋上の神明社は元禄十四年四月松前村休建つところの新しい社であるが、下の神明社は、大同二年坂上田村齋勅命を奉じて伊勢より勧請すとの由緒を有する。然し数町の北方面も川を隔てた意外の地に鳥居を有した程規模を拡めたことがあったとは思はない。のみならず鳥居そのものの向きが合はなくなる。鳥居の存在を認める以上は、九十六尺離れて蹴場があり、すぐ堂田に続く関係から推して、鳥居は堂田にあった神社に屬してあつたものとなすが穩當であらう。地形の拘束を受けない地で、東北から通じた道路を特に迎へたやうになってゐる。鳥居の方向は、神社を建つ事に与かった主なる力は東北方に存したではなかつたらうかとの推察を湧かしめる。現に官駕の方から



來てゐる小径は古い道の片影を残すものではなか  
らうか。こゝに藤原秀衡が描き出されるのは当然  
である。

秀衡が内宮に擬した神社を堂田に営んだ頃、庶民集まり住むもの多く、西方山麓を縦って聚落が成り盛に酒を醸して酒町(今の小字坂町)の名が生じてあったとの説もある。果してさうであったとせば、藤原氏の衰亡に伴ったこの神社の廃滅は何事かを語ってみねばならぬ筋である。

堂田遺跡をこの地開拓当時の政府の遺址だらうとの説をたてる人もある。八宮は往昔安宮と称したとも宮はれ敬神の意に満ちた移住民の集団によって開かれた如く見える。水分神社は勧請の時を詳にしないが、天水分神、国水分神を祀り、既にこの社に合祀されてはゐるが村内にはかつて加茂、春日、熊野、愛宕、八幡、神明、天王等の各神社があった。又台田に面した部落端の小丘上、並列した數小祠に鹿島、番取、出雲、宇治、御井、稻荷、尾日、大山祇の各神を祀つてある如き、私の住む長岡部落などでは見られないことである。政

庄がそこにあり何神かを祀るために鳥居を建てたではなかったかとの説も一概には斥けられない。

又或人は、藏王権現の通押所か熊野祠があった処ではないかと言ふ。水分神社の境内に建つ碑に現はるゝ如く、修驗理正院が藏王権現の奉仕を為してあったことは判るが、遠い昔に堂田に權現堂があつたかどうかは疑はしい。然し修驗者達によって、藏王権現を祀れる不忘山の陰船がほとんど征服され、山中処處道場の跡と山路に辿り入る村の端に故塲らしき跡を残した時代のあったことに想ひ到ればこの説もむげに捨てられない。

土御門帝の正治二年五月二十八月陸奥国葛田郡新熊野の社僧が境論を鎌倉幕府に持ち込んだといふ有名な話がある。その新熊野が何處にあるかわからないと輿跡聞老誌の著者は言っているが、封内名蹟志の著者が言っているやうに小原村にこれをもとめるのが至当であらう。小原村には上戸沢、沢中、大熊の三箇前に熊野祠があり堂田遺跡は遙に縁が遠い。

私は日頃、堂田を防備価値に富んだ居館のあった地ではないかと考へてゐる。火器の進歩した今日できへ、陣地の重點を西方山手に探れば、堂田は立派な防禦陣地の一拠点になる。

遺跡所在の田地は多くは理正院、瑞祥寺、村の旧家等によって只今まで保たれて来た。難地（神豈あらたかの地、災厄のまとふ地）と呼んで村人が近づくことを欲しないいためでもあったらうが、この地に関する限りつば群に類した所が行はれなかったといふ。雜駢などの橋の筆を撰くに臨み、遺跡附近に於て由緒の存するやに思はれる小字名を略図に書き入れる。（四月十六日）

